# 高齢者世帯などの除雪に関する支援制度について

町では、除雪作業を自力で行うことが難しい高齢者世帯などを対象として、通路や軒下の除雪を中心とした「除雪サービス事業」と、1シーズンで契約した敷地内の除雪や屋根の雪下ろしを事業者に依頼し、費用の一部を助成する「高齢者等除雪費助成事業」を実施します。

#### 対象となる世帯(共通) ※町内に居住し、次の全てを満たす世帯が対象です。

- ①町民税が非課税の世帯 ②自力での除雪作業が困難で、除雪を継続的に支援する方が町内にいない世帯
- ③世帯構成員の全員が次のいずれかに該当する世帯
- ・心身が虚弱であると認められる70歳以上の方
- ・身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方
- ・要介護1から要介護5の認定を受けている方
  - ※世帯分離をしていても、同じ敷地(隣接を含む。)に住んでいる方全員を同一世帯とみなします。
- ※生活保護世帯は対象外です。

### 事 業 内 容

事業名	除雪サービス事業(高齢者生活支援事業) <町が事業者に委託して除雪作業を行います。>		高齢者等除雪費助成事業 <事業者が行う除雪費用の一部を助成します。>	
区分	通路除雪サービス	軒下除雪サービス	シーズン契約除雪	屋根雪下ろし
内 容	一定量の降雪があると きや公道の除排雪に伴う 置き雪があるときに、居宅 の玄関先と公道までの生 活通路を除雪します。	居宅の窓やベランダ下 にたい積した雪を除雪し ます。	1シーズンで契約した 居住する一戸建て家屋の ある敷地内の生活通路の 確保などの除雪にかかる 費用の一部を助成します。	家屋の屋根の雪下ろ しやその作業に伴って 発生した排雪作業にか かる費用の一部を助成 します。
期間	令和7年11月(降雪の日)から令和8年3月31日まで			
利用料	1 か月3,000円	1 時間あたり500円 ※5時間が上限です。	_	
助成額	_		費用の1/2の額 ※限度額は3万円 助成回数は1回 100円未満切り捨て	費用の1/2の額 ※限度額は5,000円 助成回数は2回まで 100円未満切り捨て
備考	玄関や間口などを複数 世帯で共有する集合住宅 は対象外です。	_	居住する一戸建て住宅 が対象です。	_

※「通路除雪サービス」と「シーズン契約除雪」は、どちらかの利用となります。

#### 事前に利用申請が必要です

## ◇利用申請の受付期限:令和7年10月3日(金)

※期限後も申請は受け付けますが、降雪期までに結果通知が間に合わないおそれが ありますので、申請はお早めにお願いします。

#### ◇利用申請に必要なもの

本人確認のできるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

※代理の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。

